2026.7.23 第1期　第4回　中野区在宅療養推進協議会

ケアラー支援条例制定の意義について

一般社団法人　日本ケアラー連盟

代表理事　　牧野　史子

話の流れ

１．ケアラー支援条例化の動向

２．ケアラー支援条例化の意義について

３．ケアラー支援条例の重要な視点

１．ケアラー支援条例化の動向

～全国の条例制定自治体～

【都道府県】埼玉県・茨城県・栃木県・北海道・長崎県・鳥取県・栃木県・
岐阜県・秋田県　　（９）

【市区町村】埼玉県（入間市・さいたま市・戸田市・上尾市・蕨市）

北海道（栗山町・浦河町・むかわ町・秩父別市・恵庭市・苫小牧市・八雲町）

栃木県（那須町・鹿沼市）

★三重県（名張市）

★群馬県（本宮市・安中市）

★神奈川県（鎌倉市・藤沢市・相模原市）

★千葉県（浦安市）

★岡山県（総社市・備前市）

★福島県（白河市・奈良県大和郡山市）

★福岡県（みやこ町）

★熊本県（合志市）

（27）

《日本ケアラー連盟調べ》

＊条例とは

《地方自治体が国が定めた法令に違反しない限り、自由に規定できる法規》

- 自治体内で生じた問題への何らかの規制が必要である。
- 地域にとって直面する課題への取り組みが必要である

→という判断をして制定

■制定の主体

１首長	２議会	３住民・団体・地域

２．ケアラー支援条例化の意義について

１．ケアラーの存在およびケアラーのおかれている状況や抱えている問題を社会的に解決すべき問題として認識。

２．ケアラーが問題を抱える原因を探り、課題すなわち「すべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」を明確化。

３．ケアラー支援の政策化・施策化がすすむ（事業展開の枠組み確保）

４．首長・担当部局が移動などの行政都合に左右されない。

５．複数の担当部局間の連携や調整により効果的な対応や取り組みが可能になる。

３．ケアラー支援条例の重要な視点

１．基本理念（課題認識・目指す将来像・指針を示す）を明らかに

２．欠かせない視点

①ケアラー支援の基本方針ならびに具体的な施策計画

②推進体制を明らかに（ケアラー支援推進協議会等当事者を含む）

③財政上の措置

必要な施策の具体化 ➡「理念の実行性を担保するしくみ」

前文（事例）

- 京都市

・・・ここ京都では、日本初の聴覚及び

視覚障害児の教育機関の設立や、精神障害の分野での地域的な看護の取組、認知症の人と家族の会の設立など、先人たちによってケアとケアを担うケアラーに関わる先駆的な事業や活動が展開され、根付いてきた・・・　途中省略・・

京都市は、今後、社会情勢の変化に応じて適切かつ効果的な施策を継続して実施していくため、ケアラーとその支援者の共同の輪を広げ、全てのケアラーが安心し、自己実現を図ることができる社会を実現しなければならない。・・

- 藤沢市

人はみな誰かから身体や心のケアをされて生きています。人生の中では誰もがケアをされる側にもケアをする側にもなります。ケアは人と人との関係をつなぐ大切な行為です。

しかし、そのケアをケアラーだけが担って孤立することによって、心身の健康を害したり、人生の選択に困難が生じ自分らしい人生を諦めたりすることがあってはなりません。・・・

以下続く